

証券コード 7571

2023年6月14日

(電子提供措置の開始日 2023年6月7日)

株 主 各 位

東京都渋谷区代々木一丁目30番7号

株式会社ヤマノホールディングス

代表取締役社長 山 野 義 友

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

<当社ウェブサイト>

https://www.yamano-hd.com/ir-info/general_meeting/

電子提供措置事項は、東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にも掲載しております。「銘柄名(会社名)」に「ヤマノホールディングス」又は「コード」に「7571」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

<東京証券取引所ウェブサイト>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

当日のご出席に代えて郵送又はインターネットによって議決権を行使することができます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2023年6月28日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿8丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
（コンファレンスセンター）
（末尾の株主総会会場案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第37期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件
 2. 第37期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 取締役9名選任の件
 - 第2号議案 会計監査人選任の件
 - 第3号議案 役員賞与支給の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主様にご送付している書面（第37回定時株主総会招集通知）は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結注記表
 - ・個別注記表
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ 会社法改正により、電子提供措置がとられた株主総会参考書類等については、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に従前どおりお送りしております。

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前の議決権行使をいただく場合

書面による議決権行使

行使期限

2023年6月28日(水曜日)
午後6時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2023年6月28日(水曜日)
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンからタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁
をご覧ください。

インターネットによるご行使

行使期限

2023年6月28日(水曜日)
午後6時行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁
をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2023年6月29日(木曜日) 午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関して、パソコンやスマートフォンの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-652-031 (9:00~21:00)

「スマート行使」によるご行使

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

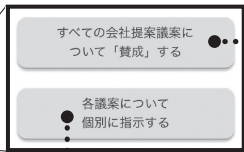


※QRコード時は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

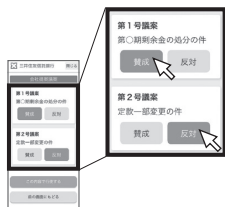
2 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



3 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

4 全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります (パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただいても可能です)。

インターネットによるご行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



<https://www.web54.net>



「次へすすむ」をクリック

2 ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

議決権行使コード



3 パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」を入力し、新しいパスワードを登録ください。

パスワード



以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主さまのご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期における国内経済は、ウィズコロナの状況が続く中、感染症対策と社会経済活動の両立が進み緩やかな持ち直しの動きが見られましたが、ロシア・ウクライナ情勢による資源高と急激な為替変動による物価上昇や世界的な金融引き締めが持続し、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような事業環境において、当社グループでは、美容事業や和装事業で不採算店を閉鎖する一方で新規出店を行い筋肉体質の強化に努めたことに加え、コロナ感染拡大に十分留意しつつ店舗・展示販売会への集客改善に注力し、売上高は回復傾向で推移いたしました。また東京ガイダンス株式会社及び株式会社OLD FLIPを新たに当社グループ傘下に迎え入れ、教育事業の更なる基盤強化を図るとともに、市場成長期待の高いリユース事業に参入し、更なる成長に向けた取り組み強化に努めてまいりました。

会社の更なる成長に向けた取り組みとしましては、会社のミッション・ビジョンの再整理とともに中長期の将来を見据えた計画の検討を継続しており、コロナによる事業環境変化を見極めつつ、できる限り早期に公表すべく取り組んでおります。

以上の結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高は139億4百万円（前期比5.5%増）となり、営業利益は2億97百万円（前期比5.9%増）、経常利益は2億86百万円（前期比8.2%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益については、売上高の回復に加え、新型コロナウイルス感染症による損失が大幅に減少したことや法人税等調整額△1億4百万円を計上したこと等により、1億73百万円（前期比71.1%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

・美容事業

美容事業においては、不採算店舗を前期比で7店舗閉鎖したことに加え、12月末にかけコロナ感染者が増えた影響で客数が微減したこともあり、売上高は19億60百万円（前期比1.6%減）となりました。損益面では、不採算店舗の閉鎖による収益改善とともに、適正人員の配置による生産性向上を図ったことや一部経費の見直しを実施したこと等により、セグメント利益は20百万円（前期はセグメント損失51百万円）と改善いたしました。

美容事業では、売上増を狙った店舗業態転換の実行や付加価値の高い新メニュー導入によるサービス単価の向上等により収益改善を目指すとともに、指名制度の導入やカウンセリングの徹底等により再来客増の取り組みを強化しております。

また、2022年10月に美容事業3部門(当社美容事業・株式会社L. B. G・株式会社みうら)の営業を統合し株式会社ヤマノプラスとして新たなスタートを切り、各部門が持つ特色を活かしつつ、事業環境の変化により機動的かつ迅速に対応できる体制を整えました。

・和装宝飾事業

和装宝飾事業においては、店頭及び展示販売会での集客や売上高は回復・増加傾向で推移していることに加え、受注商品の引渡し促進が寄与したこともあり、売上高は98億21百万円（前期比1.2%増）となりました。利益面では、集金保証型ショッピングクレジット取扱い推進に伴う割賦収益の増益効果が順調に進捗しておりますが、売上増加に伴う販売報酬の増加や新規出店・移転改装による初期費用が一部発生したこと等があり、セグメント利益は2億97百万円（前期比7.1%減）となりました。

和装宝飾事業では、コロナ禍で縮小していた「前楽結び着方教室」は、規模の見直しを行いつつ各店舗で再開しております。また着る機会の提供として「きもの会」も各店舗、各エリアで実施しており、100名規模の「きもの会」も開催ができるようになってまいりました。引き続きお客様へのソフトと価値の提供を強化し顧客満足度の向上を図ってまいります。

また、今後の事業成長に不可欠な店長候補の育成や販売員の採用を強化するとともに、伝統文化を尊重する一方で時代に沿った商品ラインナップも取り入れつつ、和装事業の裾野を広げる取り組みにもチャレンジしております。

- ・ D S M事業

D S M事業においては、依然厳しい状況が続いておりますが、過去2年の減収額は前年対比で縮小傾向で推移しており、売上高は9億46百万円（前期比2.3%減）となりました。利益面においてもコスト管理強化の推進や不採算拠点を閉鎖した効果もあり、セグメント損失は9百万円（前期はセグメント損失22百万円）と改善いたしました。

D S M事業では、販売体制の再構築を実施し、お客様の『モノ』から『コト』へのニーズ変化に対応する新たなサービスである「暮らしの安心サポート」を今年度から開始しており、引き続きお客様との信頼関係を強化するとともに、新規・休眠顧客の需要喚起を行い、収益向上に努めてまいります。

- ・ 教育事業

教育事業においては、株式会社マンツーマンアカデミーの安定した塾運営に加え、東京ガイダンス株式会社が2022年5月付で連結子会社として加わったことも寄与し、売上高は9億41百万円（前期比98.2%増）となりました。損益面では東京ガイダンス株式会社のグループ化に伴う一時的な管理統合費用の計上はありましたが、セグメント利益は43百万円（前期比873.9%増）となり、利益貢献が順調に具現化しております。

教育事業では、株式会社マンツーマンアカデミーと東京ガイダンス株式会社の長所を活かし、教育事業の経営基盤を固め事業の拡大と発展を図ってまいります。

- ・ その他の事業

その他の事業の収益は、株式会社ヤマノセイビングの前払い式特定取引業による手数料収益及び一般社団法人日本技術技能教育協会の着物着付教室の運営収益に加え、2022年6月に連結子会社化したリユース事業を営む株式会社OLD F L I Pの業績8ヶ月分を含んでおります。売上高は2億34百万円（前期比586.7%増）となり、セグメント損失は40百万円（前期はセグメント損失37百万円）となりました。株式会社OLD F L I Pにつきましては、拡大が期待されるリユース市場において様々な可能性に取り組んでおります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、実施した企業集団の設備投資の総額は、53百万円で、その主なものは営業拠点の改修等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、短期借入金が3億20百万円減少、長期借入金で6億40百万円を調達し、長期借入金の返済を4億7百万円実施しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

2022年10月1日をもって、当社の美容事業及び当社の完全子会社である株式会社みうらの営業部門を、当社の完全子会社である株式会社L. B. Gに譲渡いたしました。なお、株式会社L. B. Gは、商号を株式会社ヤマノプラスへ変更しております。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は完全子会社である株式会社みうらを2022年10月2日で吸収合併しております。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 企業集団が対処すべき課題

会社の経営の基本方針は、当社グループの企業理念「美道五原則 髪・顔・装い・精神美・健康美」に基づく事業の拡大を図るとともに、事業を通じて社会課題の解決へ向けた貢献を行うことです。

現在、更なる企業成長を図るため中期経営計画の策定とともに企業理念体系の整理にも取り組んでおります。これら新たに策定する中期経営計画や企業パーパス等の浸透を通じ、社員一人ひとりが主体的にパーパス実現に取り組む風土へ変革し、人と社会の持続可能な未来に貢献する企業を目指します。

当社グループを取り巻く事業環境は、原材料・エネルギー価格高騰、円安、インフレ等の環境変化や、生活者の消費行動の変化に柔軟に対応していくことが求められており、そのような状況の下、当社グループが持続的な成長を実現していくために、「中長期目線経営の強化」、「事業ポートフォリオの強化」、「業務効率化と生産性向上への取り組み」、「サステナビリティ経営の強化」を進めてまいります。

① 中長期目線経営の強化

当社グループを取り巻く環境の大きな変化に迅速に対応し、グループの成長と拡大を目指していくために、中長期の将来を見据えた経営が必要であると認識し、グループの企業理念の再整理と中期経営計画の策定に取り組んでおります。中期的な経営戦略を検討するに当たっては、以下を重点課題と考えております。

・事業ポートフォリオの強化

外部環境変化への耐性に優れ、柔軟性を内包する事業ポートフォリオの構築を目指し取り組んでまいります。事業ごとの収益構造や効率性・成長性を踏まえた経営資源の配分を行い、定期的な評価・見直しを行ってまいります。

・M&A戦略との一体化

グループの成長戦略の柱であるM&A戦略により、新たな事業領域の開発をさらに推進するとともに、販売チャネル多様化とグループシナジーによる収益力強化の両面から、中期経営戦略と一体化したM&A戦略を進めてまいります。

・資本コスト・キャッシュフローの重視

企業価値の向上を図るため、キャッシュフローの最大化を目指すとともに、投資家との対話の充実を図り、資本コストを意識した経営を進めてまいります。

② 事業ポートフォリオの強化

・既存事業（美容・和装宝飾・DSM（訪問販売））

永年当社の商品やサービスをご愛顧くださっているお客様に対して、商品・サービスのヤマノクオリティを引き続きお約束するとともに、「ソフトと価値の提供」を通じて新たな喜びや驚きを提供し、事業基盤の強化を図り、産業全体のイメージ向上にも取り組んでまいります。また、新たなお客様に当社を知ってもらう新たな手法やルートも検討し、より多くのお客様に笑顔になっていただくことで事業の強化に取り組んでまいります。

- ・新規事業（教育・リユース）

事業基盤が整いつつある教育事業は、グループの中でも収益性が高い事業です。信頼性の高いコンテンツと指導により既存教室の取り組みを一層強化するとともに、新教室の開設や水平方向のM&A等の可能性等を含め、更なる市場領域の拡大や生産性の向上、シナジー効果の創出も視野に入れてまいります。

市場成長性の高いリユース事業は、ビジネスモデル自体が社会貢献に繋がっており、成長に向けての体制を整えつつ強化してまいります。まだ事業基盤は小さいこともあり、より多くのお客様に当社店舗・ビジネスモデルを知ってもらい、知名度を向上させながら、成長させていきたいと考えております。

- ・新規事業（新規M&A）

当社の事業ポートフォリオ強化に繋がる新規事業案件については、一定以上の市場成長性期待と収益性期待を前提に、財務の健全性を確保しつつ、前向きに検討してまいります。

③ 業務効率化と生産性向上への取り組み

当社では従前より、管理業務の効率化及び各事業での生産性向上を図っていくことが重要課題と認識し、店舗管理・運営の効率化に努めてまいりましたが、コロナ禍やロシア・ウクライナ情勢に端を発したエネルギー価格を始めとする諸コスト増加に対応していくため、業務効率化と生産性向上への取り組みはさらに強化が必要と認識しております。

従来から行っている管理コストの削減への取り組みを継続しつつ、同時に、販売・サービス単価の見直しの検討も進め、売上総利益率の維持・向上に努めてまいります。

また、現場システムの一部リプレイスを実施することで、従業員一人ひとりの新たな時間の創出に繋げ、営業力強化を図ってまいります。

さらに、管理業務でのIT化を推進し、一層の業務効率化を図るとともに、経営数値目標の整理を加速させ、経営の透明性を向上させることで、一層の生産性・収益性向上を図ってまいります。

④ サステナビリティ経営の強化

当社は、サステナビリティ経営の推進を通じて経営基盤の強化を図るべく、当社が重視し取り組むべき活動について検討を継続しております。当該検討を加速させ、今後のサステナビリティに関する重要課題への取り組みを適切に担っていく主体として、「サステナビリティ委員会」を2023年7月1日に新設いたします。

当社グループでは、事業拡大・収益拡大への取り組みを推進する一方で、企業に求められる法的責任、経済的責任、社会貢献を重視しており、これら取り組みが中長期的な視点での持続可能な成長と企業価値向上に繋がっていくものと認識しております。

これまでも企業市民としての社会貢献活動の取り組みとして、美容事業では、医療用ウィッグ作成プロジェクトであるヘアドネーション「つな髪」への協賛提

携を継続して行っており、また和装事業では、純国産の生糸を守る活動としての桑苗の植樹活動や、振袖を親から子へ受け継ぎつつ現代に蘇らせる「ママ振り」の提案を行うなど、日本の伝統文化の伝承に努めてまいりました。

今後、サステナビリティを巡る取り組みについて企業が果たすべき社会的責任は一層重要度を増すと考えており、自社のサステナビリティに関する基本的な方針を定め、適切な対応を進めることが重要であると認識しております。また、ダイバーシティの推進として、性別や年齢、国籍、障がいの有無に関わらない人財の活躍に向けた環境整備や、一人ひとりが能力を発揮できる人材マネジメントに取り組み、新たな価値創造を目指してまいります。

当社では、新設する「サステナビリティ委員会」を通じて、従来の社会貢献活動を維持しつつ、サステナビリティ経営への取り組みを深化させるため、SDGsの17ゴールと関連付けた当社の目標設定の検討を進めてまいります。具体的な取り組みについてはグループ内での意識共有を図りつつ、グループ重点戦略とも連動し、事業面においても持続可能な社会の実現に繋がるビジネスモデルの構築を積極的に進め、企業価値向上に努めてまいります。

(9) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 34 期 (2019年度)	第 35 期 (2020年度)	第 36 期 (2021年度)	第 37 期 (2022年度) (当連結会計年度)
売 上 高	14,064	12,701	13,175	13,904
経 常 利 益	67	325	265	286
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	3	△324	101	173
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	0.10円	△9.68円	2.91円	4.98円
総 資 産	7,761	10,988	9,297	9,357
純 資 産	1,310	1,008	1,165	1,331

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 第32期より業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しており、株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託(BBT)」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第36期の期首から適用しており、第36期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 34 期 (2019年度)	第 35 期 (2020年度)	第 36 期 (2021年度)	第 37 期 (2022年度) (当事業年度)
売 上 高	9,644	8,005	8,409	7,845
経 常 利 益	85	241	250	292
当期純利益又は当期純損失(△)	△28	△396	109	207
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△0.84円	△11.81円	3.15円	5.95円
総 資 産	6,168	8,872	7,375	7,370
純 資 産	1,296	940	1,105	1,305

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 第32期より業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しており、株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託(BBT)」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第36期の期首から適用しており、第36期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
4. 第37期は、2022年10月1日付で当社の美容事業を連結子会社の株式会社ヤマノプラスに事業譲渡しております。また、2022年10月2日付で連結子会社の株式会社みうらを吸収合併しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社すずのき	10,000千円	100.0%	和装品、毛皮品等の販売
株式会社ヤマノプラス	500千円	100.0%	美容室、ネイルサロンの経営
株式会社マンツーマンアカデミー	10,000千円	100.0%	学習塾の経営
東京ガイドダンス株式会社	10,000千円	100.0%	学習塾の経営
株式会社OLD FLIP	5,000千円	100.0%	古着の買取、販売
株式会社ヤマノセイビング	100,000千円	100.0%	割賦販売法に基づく前払式特定取引による商品売上の取次

- (注) 1. 2022年5月2日付で東京ガイドダンス株式会社の株式を取得し、連結子会社としております。
2. 2022年6月1日付で株式会社OLD FLIPの株式を取得し、連結子会社としております。
3. 2022年10月1日付で当社の美容事業及び連結子会社である株式会社みうらの営業部門を株式会社L. B. Gに譲渡しております。また、株式会社L. B. Gは「株式会社ヤマノプラス」に商号を変更しております。
4. 2022年10月2日付で当社が株式会社みうらを吸収合併しております。
5. 当社の企業集団は、上記②記載の重要な子会社を含め、当社及び連結子会社7社であります。

(11) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の主要なセグメントの内容

当社グループの主要な事業は、美容室の運営及び和装品、宝飾品、毛皮、洋装品、寝装品、健康関連商品の販売並びに学習塾の経営であります。

事業部門	事業内容
美容事業	美容室、ネイルサロンの運営
和装宝飾事業	和装品、宝飾品、毛皮等の販売
DSM事業	家電、洋装品、宝飾品、健康関連商品等の催事販売及び訪問販売
教育事業	学習塾の運営
その他事業	前払式特定取引業、リユース事業、着物着付に関する普及、検定等

② 当社の主要な事業の内容

当社は、企業理念である美道五原則「髪・顔・装い・精神美・健康美」に基づき、和装品、宝飾品、洋装品、寝装品、健康関連商品の販売等を行っております。

事業部門	事業内容
和装宝飾事業	和装品、宝飾品の販売
D S M事業	家電、洋装品、宝飾品、健康関連商品等の催事販売及び訪問販売

(12) 主要な事業所 (2023年 3月31日現在)

- ① 当社 本社 東京都渋谷区代々木一丁目30番7号
営業店舗

部 門	店 舗 数 及 び 事 業 所 数	地 域 別
和装宝飾事業	71店舗	東北7 関東30 中部北陸6 近畿8 中国四国4 九州沖縄16
D S M事業	39事業所	北海道4 東北8 関東5 中部北陸9 近畿6 中国四国4 九州沖縄3

② 主要な子会社の名称及びその所在地

会 社 名	所 在 地
株式会社すずのき	東京都渋谷区
株式会社ヤマノプラス	東京都渋谷区
株式会社マンツーマンアカデミー	千葉県旭市
東京ガイダンス株式会社	東京都大田区
株式会社OLD F L I P	千葉県八千代市
株式会社ヤマノセイビング	東京都渋谷区

(13) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
581名 (1,117名)	△29名

(注) 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
247名 (355名)	△166名	51.8歳	12.3年

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 従業員数には、子会社への出向者は含んでおりません。

3. 従業員数が前事業年度末に比べ減少いたしました主な要因は、美容事業を連結子会社である株式会社ヤマノプラスへ譲渡したことによるものであります。

(14) 主要な借入先及び借入額 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社横浜銀行	1,054,578千円
株式会社商工組合中央金庫	816,800千円
株式会社三井住友銀行	478,707千円
株式会社千葉銀行	469,014千円
株式会社りそな銀行	296,648千円
株式会社関西みらい銀行	239,993千円
株式会社北陸銀行	100,000千円
株式会社みずほ銀行	97,500千円
株式会社東日本銀行	93,322千円
東京東信用金庫	60,000千円
株式会社千葉興業銀行	53,106千円
株式会社武蔵野銀行	50,000千円
株式会社日本政策金融公庫	32,200千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 88,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 35,266,189株（自己株式563,869株を除く。）
- (3) 株主数 5,015名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ヤマノネットワーク	4,838千株	13.7%
山野 義友	3,848	10.9
山野愛子どろんこ美容株式会社	3,408	9.7
山野 功子	2,118	6.0
株式会社ヤマノ	1,479	4.2
U B S A G S I N G A P O R E	1,445	4.1
伊藤 和則	1,333	3.8
YHC取引先持株会	927	2.6
YHC従業員持株会	814	2.3
山野美容商事株式会社	440	1.2

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 自己株式には、株式給付信託（BBT）導入に際して設定した株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する393千株を含んでおりません。
3. 当社は、自己株式563千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。
 - (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 社 主	山 野 功 子	株式会社すずのき取締役社主 他会社の代表取締役を兼務
代表取締役 社 長	山 野 義 友	株式会社すずのき代表取締役会長 他子会社の代表取締役を兼務
取 締 役	岡 田 充 弘	専務執行役員管理本部長 他子会社の取締役を兼務
取 締 役	文 字 孝 一	常務執行役員和装宝飾事業本部長
取 締 役	橘 眞 吾	常務執行役員きもの事業本部長
取 締 役	高 田 陽 一	常務執行役員 株式会社すずのき代表取締役社長
取 締 役	伊 能 美 和 子	株式会社タカラトミー社外取締役 株式会社学研ホールディングス社外取締役 株式会社ギフトエ社外取締役
取 締 役	松 尾 茂	—
取 締 役	公 文 裕 子	山野美容芸術短期大学客員教授 一般社団法人ウエルネスアカデミー理事 一般社団法人国際文化協会理事 株式会社エックスワン顧問
常 勤 監 査 役	金 木 俊 明	株式会社すずのき監査役 他子会社の監査役を兼務
監 査 役	福 原 弘	虎ノ門カレッジ法律事務所代表
監 査 役	灰 原 芳 夫	灰原公認会計士事務所代表 株式会社アミューズ社外監査役

- (注) 1. 取締役伊能美和子、松尾茂、公文裕子の3名は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は、伊能美和子、松尾茂及び公文裕子の各氏を東京証券取引所（スタンダード市場）の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。
2. 監査役福原弘及び灰原芳夫の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は、灰原芳夫氏を東京証券取引所（スタンダード市場）の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。
3. 監査役灰原芳夫氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
2022年6月29日開催の第36回定時株主総会において、公文裕子氏は取締役に選任され、就任いたしました。
5. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
新居 靖之	2022年6月29日	新居靖之税理士事務所代表

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づき賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）を取締役会において定めており、その概要は以下のとおりです。

1. 金銭報酬等の額又はその算定の決定方針

「基本報酬」は株主総会で報酬総額の範囲を決議し、取締役会にて役員、担当職務、貢献度等を総合的に勘案し決定されます。「賞与」は単年度の連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益の計画に対する達成度を基本として、個人別の額は、取締役会にて役員、担当職務、貢献度等を総合的に勘案し決定されますが、賞与総額は基本報酬との合算で株主総会で決議された報酬総額を超えない範囲とします。

2. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法

業績連動報酬については、対象役員に対し、事業活動拡大と収益力向上をインセンティブとすることを目的とし、業績指標は、役位ごと、利益計画の達成度や貢献度を評価する指標を設定されます。

3. 非金銭報酬の内容及びその額もしくは数又はその算定方法の決定方針

株式報酬制度は、対象役員に対し、事業活動拡大と収益力向上をインセンティブとすることを目的とした業績連動型株式報酬とします。交付される株式数は、あらかじめ取締役会で決定された基準株価に役位ごと定められた業績連動係数を乗じて計算されます。

4. 取締役の個人別の報酬等の額に対する上記1. 2. 3. の割合

代表取締役会長及び代表取締役社長の報酬額を最上位として、役位が下がるにつれて報酬額を低減することとしています。また業績連動報酬については、基本報酬に対する割合を7.5%～40%となるよう設計し、1年間の支給金額総額上限をあらかじめ定めており、また金銭による業績連動報酬と非金銭（株式）による業績連動報酬の概ねの割合を定めております。

5. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定方針

基本報酬は月額固定報酬として支給し、業績連動型株式報酬は、毎事業年度ごとに業績目標の達成度に応じたポイントを付与し、退任時に累積ポイントに応じた株式が交付されます。

業績連動型株式報酬の内容については、担当取締役が原案を作成し、事前に代表取締役社長と社外取締役の確認を得た上で、取締役会で決定することとしており、また役員の内任期間中に不正・違反行為等があった場合は、業績連動型株式報酬の一部又は全部を制限することと定めております。

6. 取締役の個人別の報酬等の決定についての委任に関する事項

取締役の個人別の基本報酬の額について権限を有する者は、取締役会から一任を受けた代表取締役としております。委任を受けた代表取締役は、独立社外取締役の見解を踏まえて報酬の決定を行います。

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、決定方針を決議するとともに当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、決定方針との整合性を含めた多角的な検証を行い、決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から、固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は監査役の協議によって決定されております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1990年11月15日開催の第4回定時株主総会において年額180万円以内と決議されております(使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち社外取締役3名)です。また、業績連動型株式報酬については、2016年6月29日開催の定時株主総会決議に基づき株式報酬制度「BBT制度」を導入しております。また、2021年6月29日開催の定時株主総会において、取締役等に給付される当社株式等の数の上限を定めております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち社外取締役3名)です。

監査役の金銭報酬の額は、1990年11月15日開催の第4回定時株主総会において年額36万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会決議に基づき、取締役の個人別の基本報酬及び賞与の額の決定権限を代表取締役社長山野義友に委任しております。これら権限を委任した理由は、代表取締役社長は、各取締役の役位、担当職務、貢献度等を総合的に勘案した上で個人別の具体的な評価を行う立場にあることから、決定方針に沿うものであると判断したためであります。

当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会は、取締役の報酬額合計額が株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内であることを確認しており、また決定方針において、委任を受けた代表取締役は、独立社外取締役の見解を踏まえて報酬の決定を行うことを定めています。

④ 業績連動報酬等に関する事項及び非金銭報酬等の内容

当社取締役及び執行役員並びに当社子会社の一部の取締役及び執行役員に対し、グループの事業活動拡大と収益力向上をインセンティブとすることを目的として、株式報酬制度「B B T制度」を導入しております。

当制度は、取締役在任期間中に業績に応じて一定のポイントを付与し、退任時に累積ポイントに応じた当社株式を、信託を通じて交付する制度であり、付与ポイントの算定式は以下のとおりであります。

(付与ポイントの算定式)

基本報酬×業績連動係数(※)÷基準株価(B B T信託取得簿価)

(※)業績連動係数の指標は、役位ごと、次のとおり定めております。

役位	業績連動係数の指標
取締役社長・社主	連結営業利益及び連結営業利益率
取締役兼事業部門執行役員	主管事業部門の貢献利益及び貢献利益率
上記以外の取締役	連結営業利益及び連結営業利益率

指標とする利益が定められた基準を下回る場合、業績連動係数は零となります。

業績連動報酬の指標は、業績との連動を強化することで、事業活動拡大と収益力向上をインセンティブとし、企業価値の向上を図るため、上記指標を選択しております。

(当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績)

指標	目標(百万円)	実績(百万円)
連結営業利益	450以上	297
主管事業部門の貢献利益	210以上	△23~208

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の数(人)
		基本報酬	賞与	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	93,680 (12,900)	86,880 (12,900)	6,800 (—)	— (—)	— (—)	10 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	17,550 (7,800)	16,800 (7,800)	750 (—)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計	111,230	103,680	7,550	—	—	13

(注)当事業年度末現在の在籍人員は、取締役9名、監査役3名であります。支給人員は13名であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当 該 他 の 法 人 等 と の 関 係
社外取締役	伊 能 美 和 子	株式会社タカラトミー 社外取締役	特別な関係はありません。
		株式会社学研ホールディングス 社外取締役	特別な関係はありません。
		株式会社ギフティ 社外取締役	特別な関係はありません。
	松 尾 茂	—	—
	公 文 裕 子	山野美容芸術短期大学客員教授	特別な関係はありません。
		一般社団法人ウエルネスアカデミー 理事	特別な関係はありません。
		一般社団法人国際文化協会 理事	特別な関係はありません。
株式会社エックスワン 顧問		特別な関係はありません。	
社外監査役	福 原 弘	虎ノ門カレッジ法律事務所 代表	特別な関係はありません。
	灰 原 芳 夫	灰原公認会計士事務所 代表	特別な関係はありません。
		株式会社アミューズ 社外監査役	特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	伊 能 美 和 子	当事業年度の取締役会19回のうち19回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般や経営戦略に関する意見・助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	松 尾 茂	当事業年度の取締役会19回のうち19回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般や経営戦略に関する意見・助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	公 文 裕 子	当事業年度の取締役会14回のうち14回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般や経営戦略に関する意見・助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	福 原 弘	当事業年度の取締役会19回のうち18回に、また、監査役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。
	灰 原 芳 夫	当事業年度の取締役会19回のうち18回に、また、監査役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役には、業務執行者から独立した立場で会社経営を客観的に監督を行うこと、少数株主との利益相反の監督を行うことを役割として期待しておりますが、当社の社外取締役3名は「②当事業年度における主な活動状況」に記載しておりますとおり、取締役会の妥当性や適正性について様々な助言・提言を行うほか、審議事項についてのリスクを指摘や改善策の提案等を行うなど、当社経営の妥当且つ適正な意思決定に寄与しています。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 清陽監査法人

(2) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

	支 払 額
報酬等の合計額	30,500千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,500千円

(注)1. 会計監査人の報酬等については、当社監査役会が、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積り等の算出根拠などを検討して同意したものであります。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月23日の取締役会において上記体制につき、次のとおり決議いたしました。また、2008年11月18日及び2010年3月19日並びに2015年5月15日の取締役会において、一部改定しております。

会社法及び会社法施行規則に基づき、当社は、以下のとおりこの内部統制システムを整備する。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とし、社外弁護士も参加する「コンプライアンス委員会」を設置する。コンプライアンスの推進については、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役員及び従業員が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ、指導する。

また、当社は、相談、通報体制を設け、役員及び従業員が、社内において内部通報規程を設け、コンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気がついたときは、総務人事部長、監査役又は社会保険労務士に通報（匿名も可）しなければならないと定める。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令、社内規程に基づき、文書等の保存を行い、取締役及び監査役がこれら文書等を直ちに閲覧できる体制とする。

また、この社内規程と情報の管理については、監査役会の意見を得て、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めることを含めて対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社企業グループ各社は、内部監査担当部門及びグループ内部監査委員会が専門的な立場から、環境面、安全・衛生面、製品安全面、物流面での内部監査を行う。

経理面においては、各部門長による自律的な管理を基本としつつ、経理部門が計数的な管理を行うこととする。

当社は、リスク管理全体を統括する組織として「コンプライアンス委員会」を設け、有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとする。

なお、当社は、平時においては、各部門において、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組むとともに、「経営危機管理規程」に従い、会社全体として対応することとする。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、職務権限・意思決定ルール の策定により取締役の職務執行の効率化を図る。また、取締役会が機動的な判断ができるよう、取締役が出席する経営会議を月1回開催して経営に必要な情報を即時に共有する。
また、当社取締役及び事業本部長並びに子会社の社長をメンバーとするトレース会議を設け、重要テーマについて、十分な議論を行う。
業務の運営については、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能の違いを認識し、取締役会のチェック機能を強化するため、執行役員制を導入している。執行役員は大幅な権限委譲のもとで、取締役会で決定された方針について、その具体的な課題・問題について協議・対応を機動的に行うこととする。
- ⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社は、当社企業グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、コンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括、推進する体制とする。
また、グループ共通の「コンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、相談、通報体制の範囲をグループ全体とする。
なお、関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。
- ⑥ 監査役 の職務を補助すべき使用人並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
現在、監査役 の職務を補助すべき使用人はいないが、今後、必要に応じて、監査役 の業務補助のため監査役スタッフを置き、同スタッフは、監査役から受けた指示事項については取締役の指揮を受けないものとし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。
- ⑦ 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役又は従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは無論、そのほかコンプライアンス、リスク管理などに関わる重要な事実を、直ちに監査役に報告する。
また、取締役は、監査役が行う監査業務につき、取締役又は従業員並びに当社の会計監査人が全面的に協力する状況が備わるよう努める。
- ⑧ 財務報告に係る内部統制の推進に関する事項
当社は財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の定めに従って、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を評価、報告する体制を整備し運用する。
- ⑨ 反社会的勢力の排除に関する事項
当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、一切の関係を持たず、不当要求行為に対しては毅然とした態度で対応するとともに、警察等の行政機関や外部専門機関等との連携・協力体制を構築する。

⑩ 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しているが、具体的には以下の取り組みを行っている。

- i) 主な会議の開催状況として、取締役会は19回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席している。その他、コンプライアンス委員会を12回、トレース会議を49回開催している。
- ii) 監査役は、監査役会を13回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っている。
- iii) 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施している。また、内部監査連絡会を12回開催し、当社代表取締役及び他の取締役、監査役に対し、業務監査及び内部統制監査の報告を行っている。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、配当金につきましては、財政状態などを総合的に勘案しつつ、業績に応じた成果の配分を株主の皆様に行うことを基本方針としております。また、株主の皆様へ、機動的な利益還元を行うことができるよう、取締役会決議により、会社法第459条第1項に定める剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。

内部留保につきましては、継続的な安定成長を目指しつつ、経営基盤の強化のため、有効に活用してまいります。

また、自己株式につきましては、将来の株式価値の最大化を目的とした事業再編を含む機動的な資本政策を実行可能とするため、必要に応じて自己株式の取得を実施することとしております。

この基本方針に基づき、当期の剰余金の配当につきましては、1株につき1.5円とさせていただきます。今後も安定的な利益還元が行えるよう努めてまいりますので、株主の皆様には、引き続き、ご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,477,272	流動負債	5,901,440
現金及び預金	3,319,477	支払手形及び買掛金	899,234
売掛金	2,561,415	電子記録債務	575,810
商品	1,360,317	短期借入金	1,630,000
貯蔵品	115	1年内返済予定の長期借入金	504,704
その他	247,684	未払金	512,046
貸倒引当金	△11,737	前払受金	1,262,236
固定資産	1,880,054	未払法人税等	61,823
有形固定資産	339,068	賞与引当金	115,163
建物及び構築物	257,071	役員賞与引当金	7,550
工具器具備品	23,684	株主優待引当金	5,829
土地	40,211	資産除去債務	6,030
リース資産	18,099	その他	321,010
無形固定資産	344,450	固定負債	2,124,543
のれん	325,161	長期借入金	1,707,164
その他	19,289	長期未払金	44,467
投資その他の資産	1,196,535	退職給付に係る負債	23,398
投資有価証券	151,713	役員株式給付引当金	31,894
長期貸付金	37,790	資産除去債務	295,299
繰延税金資産	135,210	その他	22,320
敷金及び保証金	832,797	負債合計	8,025,984
その他	62,341	(純資産の部)	
貸倒引当金	△23,316	株主資本	1,359,760
資産合計	9,357,326	資本	10,000
		資本剰余金	178,374
		利益剰余金	1,263,088
		自己株式	△91,702
		その他の包括利益累計額	△28,418
		その他有価証券評価差額金	△28,418
		純資産合計	1,331,342
		負債及び純資産合計	9,357,326

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	13,904,554
売上原価	6,809,879
売上総利益	7,094,674
販売費及び一般管理費	6,796,729
営業利益	297,945
営業外収益	
受取利息及び配当金	3,099
受取地代家賃	1,632
仕入割引	2,233
助成金収入	4,314
その他の	8,606
営業外費用	
支払利息	21,565
障害者雇用納付金	3,400
その他の	5,965
経常利益	30,931
特別利益	
固定資産売却益	4,988
雇用調整助成金	160,921
その他の	6,100
特別損失	
固定資産売却損	0
固定資産除却損	278
減損損失	32,166
新型コロナウイルス感染症による損失	257,529
店舗閉鎖損	5,555
その他の	14,537
税金等調整前当期純利益	310,068
法人税、住民税及び事業税	148,842
法人税等調整額	79,365
当期純利益	△104,279
親会社株主に帰属する当期純利益	△24,914
	173,757
	173,757

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	30,000	165,976	1,124,427	△99,303	1,221,099
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△35,096		△35,096
減 資	△20,000	20,000			—
親会社株主に帰属する当期純利益			173,757		173,757
自 己 株 式 の 処 分		△7,601		17,291	9,690
株式給付信託による自己株式の取得				△9,690	△9,690
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	△20,000	12,398	138,661	7,601	138,661
当 期 末 残 高	10,000	178,374	1,263,088	△91,702	1,359,760

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	△55,601	△55,601	—	1,165,498
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△35,096
減 資				—
親会社株主に帰属する当期純利益				173,757
自 己 株 式 の 処 分				9,690
株式給付信託による自己株式の取得				△9,690
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	27,183	27,183	—	27,183
当 期 変 動 額 合 計	27,183	27,183	—	165,844
当 期 末 残 高	△28,418	△28,418	—	1,331,342

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

① 連結子会社の数 7社

② 主要な連結子会社の名称

株式会社すずのき、株式会社ヤマノプラス（旧株式会社L. B. G）、株式会社ヤマノセイビング、株式会社マンツーマンアカデミー、東京ガイダンス株式会社、株式会社OLD FLIP

なお、当連結会計年度より、全株式を取得し子会社化した東京ガイダンス株式会社及び株式会社OLD FLIPを連結の範囲に含めております。

また、2022年10月2日付で当社が連結子会社である株式会社みうらを吸収合併しております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社OLD FLIPの決算日は1月31日、株式会社すずのきの決算日は2月20日、株式会社マンツーマンアカデミー及び東京ガイダンス株式会社の決算日は2月末日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、従来、連結子会社のうち決算日が2月末日であった、株式会社ヤマノプラスは同日現在の計算書類を利用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について必要な調整を行ってりましたが、2022年10月1日より決算日を3月31日に変更しております。

この決算期変更に伴い、当連結会計年度において、2022年3月1日から2023年3月31日までの13ヶ月間を連結しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品

主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 当社及び連結子会社の一部は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ④ 株主優待引当金 当社は、将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため、株主優待券の利用実績に基づいて、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。
- ⑤ 役員株式給付引当金 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役及び執行役員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

① 美容事業

美容事業においては、美容室、ネイルサロンのサービス提供を行っております。このようなサービスの提供については、顧客への施術が完了した時点で収益を認識しております。

② 和装宝飾事業

和装宝飾事業においては、主に和装品、宝飾品、毛皮等の販売を行っております。このような商品の販売については、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、販売と同時に加工サービスを請け負う場合については、商品販売と加工請負の契約を結合し、加工済み商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

また、商品の販売において顧客と割賦契約（集金保証型ショッピング・クレジット契約）を締結する場合に生じる割賦手数料収益については、企業会計基準第10号「金融商品会計基準」の範囲に含まれる取引であり、顧客への商品販売の時点と割賦手数料の移転時期が異なり、かつ金融要素を含む性質であるため、当該手数料が入金された時点で収益を認識しております。

③ DSM事業

DSM事業においては、家電、洋装品、宝飾品、健康関連商品等の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

④ 教育事業

教育事業においては学習塾の経営を行っております。学習塾のサービスの提供については、顧客である生徒に対して授業を提供した時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の処理

(イ) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金利息

(ハ) ヘッジ方針

金利変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の資産・負債に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性評価を省略しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、小規模企業等における簡便法を採用し、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を適用しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の及ぶ期間(5年～7年)にわたり均等償却を行っております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

連結損益計算書

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「仕入割引」(前連結会計年度2,029千円)は、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であつて、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

有形固定資産	339,068千円
のれん	325,161千円
減損損失	32,166千円

有形固定資産及びのれんは、減損の兆候がある場合に減損の判定を行っております。減損の必要性を評価するため、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。将来キャッシュ・フローによるこのような見積りは、実際の結果と大きく異なる可能性があります。経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 「売掛金」のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、以下のとおりであります。

売掛金	2,561,415千円
-----	-------------

2. 「前受金」のうち、契約負債の残高

	1,050,997千円
--	-------------

3. 有形固定資産の減価償却累計額

	718,861千円
--	-----------

4. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	43,367千円
----	----------

土地	15,000千円
----	----------

計	58,367千円
---	----------

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	13,106千円
---------------	----------

なお、上記のほか、「資金決済に関する法律」に基づく供託金11,830千円、「割賦販売法第18条の法律」に基づく供託金4,800千円、日本割賦保証株式会社へ受託事業基金供託金22,475千円、現金及び預金488,750千円並びに投資有価証券34,000千円を差し入れております。

(連結損益計算書に関する注記)

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 13,749,924千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 の株式数(株)
普通株式	35,830,058	—	—	35,830,058

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 の株式数(株)
普通株式	956,869	—	—	956,869

(注) 当連結会計年度末の株式数には、信託が保有する自社の株式が、393,000株含まれております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	35,096	利益剰余金	1.0	2022年 3月31日	2022年 6月29日

(注) 配当の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金223千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月15日 取締役会	普通株式	52,899	利益剰余金	1.5	2023年 3月31日	2023年 6月29日

(注) 配当の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金589千円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に事務所及び店舗の入居及び出店に伴って差入れており、当該事務所又は店舗の退去時に、返還されるものであります。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主にリファイナンス資金及び長期運転資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で13年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権及び長期貸付金について、各事業本部における営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用については、取引相手先を高格付の金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、半年ごとに経営会議で基本方針を承認し、財務経理部はそれに従う取引を行うとともに、記帳及び契約先と残高照合等を行っております。月次の取引実績は、財務経理部所管の役員及び経営会議に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社及び連結子会社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価額のない株式等は、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 売掛金	2,561,415	2,557,850	△3,564
(2) 投資有価証券(*2)	116,902	116,902	—
(3) 敷金及び保証金	832,797	767,903	△64,893
資産計	3,511,115	3,442,657	△68,458
(4) 長期借入金(*3)	2,211,868	2,228,744	16,875
負債計	2,211,868	2,228,744	16,875
デリバティブ取引	—	—	—

(*1) 「現金及び預金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(2) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	34,810

(*3) 1年内返済予定の長期借入金は、(4)長期借入金に含めて表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場時価により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
<u> </u> 其他有価証券				
株式	112,674	—	—	112,674
資産計	112,674	—	—	112,674

(注) 投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表上額は4,228千円であります。

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	2,557,850	—	2,557,850
敷金及び保証金	—	767,903	—	767,903
資産計	—	3,325,724	—	3,325,754
長期借入金	—	2,228,744	—	2,228,744
負債計	—	2,228,744	—	2,228,744

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（下記「長期借入金」参照）。

売掛金

割賦売掛金を除き短期間で決済されるものは帳簿価額により、割賦売掛金については、新規に同様の契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

返還予想時期の将来キャッシュ・フローを国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率を割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（上記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元金利の合計額を用いて算定しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント						
	美容	和装宝飾	D S M	教育	計	その他	合計
顧客との契約から生じる収益	1,960,801	9,666,752	946,437	941,560	13,515,552	234,372	13,749,924
その他の収益	—	154,629	—	—	154,629	—	154,629
外部顧客への売上高	1,960,801	9,821,382	946,437	941,560	13,670,182	234,372	13,904,554

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約について顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）」3. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度末及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	2,421,668	2,561,415
契約負債	1,142,535	1,050,997

(注) 1. 契約負債は、主に、和装宝飾事業において引き渡し時に収益を認識する和装品等の販売契約について、同時に加工サービスの請負契約を行い、商品及び加工サービスの支払条件に基づき加工完了後の商品を顧客へ引き渡す前に顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

2. 当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていた額は、1,038,668千円であります。

3. 当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した売上高はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	38円18銭
1株当たり当期純利益	4円98銭

(注) 株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託(BBT)」に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

当連結会計年度末における1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数及び1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、393,000株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

(多額な資金の借入)

当社は、2023年4月19日開催の取締役会において、以下のとおり当座貸越枠の設定をすることを決議し、2023年4月21日付で当座貸越契約を締結しております。

(1) 当座貸越契約の概要

① 用途	運転資金
② 借入先	株式会社三井住友銀行
③ 借入極度額	500百万円(既存極度額100百万円を含む。)
④ 借入利率	基準金利＋スプレッド
⑤ 契約締結日	2023年4月21日
⑥ 契約期間	2023年8月31日
⑦ 担保など	無担保・無保証

(2) 契約締結の目的

和装宝飾事業において導入している「集金保証型」ショッピング・クレジットの取扱拡大を推進することにより、売掛債権の回収が長期化することに備えるとともに、中長期的なキャッシュ・フローの安定化及び財政基盤の強化を図ることを目的としております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,061,158	流動負債	4,715,867
現金及び預金	2,155,227	支払手形	284,988
売掛金	1,667,801	買掛金	376,268
商 品	957,945	電子記録債務	382,762
貯 蔵 品	115	短期借入金	1,430,000
前 渡 金	12,894	1年内返済予定の長期借入金	376,754
前 払 費 用	40,949	リ ー ス 債 務	10,505
そ の 他	237,962	未 払 金	320,264
貸倒引当金	△11,737	未 払 費 用	99,766
固定資産	2,308,854	未払法人税等	50,969
有形固定資産	129,201	未払消費税等	33,098
建 物	102,282	前 受 金	753,033
工具器具備品	5,212	預 り 金	26,384
土 地	9,100	賞 与 引 当 金	69,563
リ ー ス 資 産	12,606	役 員 賞 与 引 当 金	7,550
無形固定資産	8,778	株 主 優 待 引 当 金	5,829
ソフトウェア	8,777	資 産 除 去 債 務	3,910
そ の 他	0	グ ル ー プ 預 り 金	484,139
投資その他の資産	2,170,874	そ の 他	79
投資有価証券	112,789	固 定 負 債	1,349,043
関係会社株式	1,226,234	長 期 借 入 金	1,179,830
関係会社長期貸付金	229,160	役員株式給付引当金	31,894
長期前払費用	4,694	リ ー ス 債 務	3,520
敷金及び保証金	553,834	資 産 除 去 債 務	95,185
繰延税金資産	85,216	そ の 他	38,614
そ の 他	57,947	負 債 合 計	6,064,911
貸倒引当金	△99,002	(純資産の部)	
資産合計	7,370,012	株 主 資 本	1,338,000
		資 本 金	10,000
		資 本 剰 余 金	178,374
		そ の 他 資 本 剰 余 金	178,374
		利 益 剰 余 金	1,241,328
		利 益 準 備 金	25,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,216,328
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,216,328
		自 己 株 式	△91,702
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△32,898
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△32,898
		純 資 産 合 計	1,305,101
		負債及び純資産合計	7,370,012

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上		7,845,354
売 上 原 価		3,345,813
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,499,540
営 業 利 益		4,187,471
営 業 外 収 益		312,069
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,476	
受 取 賃 貸 料	2,064	
助 成 金 収 入	3,623	
協 賛 金 収 入	1,815	
そ の 他	4,343	15,323
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	29,668	
そ の 他	5,718	35,387
経 常 利 益		292,005
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,988	
抱 合 株 式 消 滅 差 益	8,160	
雇 用 調 整 助 成 金	135,152	145,301
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	264	
減 損 損 失	9,771	
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 に よ る 損 失	218,835	
店 舗 閉 鎖 損 失	533	
そ の 他	14,002	243,407
税 引 前 当 期 純 利 益		193,900
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	50,969	
法 人 税 等 調 整 額	△64,504	△13,534
当 期 純 利 益		207,435

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自 己 株 式
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	30,000	165,976	165,976	25,000	1,043,989	1,068,989	△99,303	
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					△35,096	△35,096		
減 資	△20,000	20,000	20,000					
当期純利益					207,435	207,435		
自己株式の処分		△7,601	△7,601				17,291	
株式増償還による自己株式の取得							△9,690	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	△20,000	12,398	12,398	—	172,338	172,338	7,601	
当 期 末 残 高	10,000	178,374	178,374	25,000	1,216,328	1,241,328	△91,702	

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株 主 資 本 合 計	その他有価 証券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	1,165,661	△60,047	△60,047	1,105,614
当 期 変 動 額				
剰余金の配当	△35,096			△35,096
減 資	—			—
当期純利益	207,435			207,435
自己株式の処分	9,690			9,690
株式増償還による自己株式の取得	△9,690			△9,690
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		27,148	27,148	27,148
当期変動額合計	172,338	27,148	27,148	199,487
当 期 末 残 高	1,338,000	△32,898	△32,898	1,305,101

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品

主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

貯 蔵 品

最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法を採用しております。

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

④ 株主優待引当金

将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため、株主優待券の利用実績に基づいて、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

- ⑤ 役員株式給付引当金 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役及び執行役員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

① 美容事業

美容事業においては、美容室のサービス提供を行っております。このようなサービスの提供については、顧客への施術が完了した時点で収益を認識しております。

② 和装宝飾事業

和装宝飾事業においては、主に和装品、宝飾品、毛皮等の販売を行っております。このような商品の販売については、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、販売と同時に加工サービスを請け負う場合については、商品販売と加工請負の契約を結合し、加工済み商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

また、商品の販売において顧客と割賦契約（集金保証型ショッピング・クレジット契約）を締結する場合に生じる割賦手数料収益については、企業会計基準第10号「金融商品会計基準」の範囲に含まれる取引であり、顧客への商品販売の時点と割賦手数料の移転時期が異なり、かつ金融要素を含む性質であるため、当該手数料が入金された時点で収益を認識しております。

③ DSM事業

DSM事業においては、家電、洋装品、宝飾品、健康関連商品等の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の処理

(イ) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金利

(ハ) ヘッジ方針

金利変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の資産・負債に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性評価を省略しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

損益計算書

前事業年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「貸倒引当金戻入額」(当事業年度985千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては営業外収益の「雑収入」に含めて計上しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

有形固定資産	129,201千円
減損損失	9,771千円

有形固定資産は、減損の兆候がある場合に減損の判定を行っております。減損の必要性を評価するため、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。将来キャッシュ・フローによるこのような見積りは、実際の結果と大きく異なる可能性があります。経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 担保資産及び担保付債務

該当事項はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

	299,082千円
--	-----------

(3) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,950,000千円
貸出実行残高	1,430,000千円
差引額	520,000千円

(4) 保証債務

関係会社に対し次のような債務保証を行っております。

(単位：千円)

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
株式会社ヤマノセイビング	849,519	供託委託契約に対する連帯保証
株式会社すずのき	372,312	銀行借入に対する連帯保証
東京ガイダンス株式会社	96,666	銀行借入に対する連帯保証
株式会社OLD FLIP	60,000	銀行借入に対する連帯保証
合計	1,378,497	

(5) 関係会社に対する金銭債権債務

① 短期金銭債権	162,129千円
② 長期金銭債権	229,160千円
③ 短期金銭債務	525,364千円
④ 長期金銭債務	2,115千円

(6) 取締役及び監査役に対する金銭債権債務

該当事項はありません。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引

① 売上高	248,934千円
② その他の営業取引高	48,909千円

営業取引以外の取引 14,683千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

普通株式 956,869株

(注)株式数には、信託が保有する自社の株式が、393,000株含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

繰延税金資産

貸倒引当金繰入超過額	34,812千円
未払費用	43,019
未払事業税	4,013
賞与引当金	24,069
投資有価証券評価損	7,017
固定資産減損損失	26,476
関係会社株式評価損	54,197
資産除去債務	34,286
役員株式報酬引当金	11,035
その他有価証券評価差額金	17,405
その他	6,036
繰延税金資産小計	262,371
評価性引当額	△167,913
繰延税金資産合計	94,458
繰延税金負債との相殺	△9,241
繰延税金資産純額	85,216

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	9,241千円
繰延税金負債合計	9,241
繰延税金資産との相殺	△9,241
繰延税金負債純額	—

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 すずのき	所有：直接 100.0%	役員の兼任 資金の運用	債務保証 CMS返済高 利息の支払	372,312 277,189 2,184	グループ 預り金	173,693
子会社	株式会社 ヤマノセイビング	所有：直接 100.0%	役員の兼任 資金の運用	保証債務 CMS返済高 利息の支払	849,519 15,806 9,193	グループ 預り金	278,551
子会社	株式会社 ヤマノプラス	所有：直接 100.0%	役員の兼任 資金の運用	貸付金の 貸付 貸付金の 回収 CMSの回収 利息の受取 事業譲渡 譲渡資産合計 譲渡負債合計 譲渡対価	190,000 8,880 194,951 2,115 121,404 98,718 22,686	短期貸付金 長期貸付金	36,425 225,160
子会社	東京ガイダンス 株式会社	所有：直接 100.0%	役員の兼任 資金の運用	債務保証 債務被保証	96,666 382,360	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記金額には、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等は含まれております。
2. 当社は、価格及びその他の取引条件は当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
3. CMSについては、グループ預り金の前事業年度と当事業年度の差額を記載しております。
4. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。
5. 株式会社ヤマノプラスへの貸付に対し、当事業年度末現在、79,920千円の引当金残高となっております。
6. 事業譲渡については、親会社の方針に基づいて美容事業を譲渡したものであり、当社の算定した対価に基づき交渉の上、決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社 ヤマノビュー ティメイト グループ	間接 (9.7%)	役員の兼任 建物の賃借	建物の賃借	107,039	敷金及び 保証金 前払費用	26,467 9,704
	株式会社 ヤマノ	直接(4.2%)	役員の兼任 商品の購入	商品の仕入	44,420	—	—
	合同会社 ワイズ	直接(0.7%)	役員の兼任 資金の貸付	利息の受取	299	長期貸付金	30,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記金額には、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等は含まれております。
2. 当社は、価格及びその他の取引条件は当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
3. 資金の貸付金について、貸付金利は市場金利を勘案し合理的に決定しております。
4. 当社は、資金の貸付と同時に、合同会社ワイズの資金の元本及び利息の回収を目的として、合同会社ワイズの連帯保証人である当社の取締役より当社普通株式1,000,000株の担保提供を受けております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約について顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額 37円42銭

(2) 1株当たり当期純利益 5円95銭

(注) 株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託(BBT)」に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

当事業年度末における1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数及び1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は393,000株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表の(重要な後発事象に関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月29日

株式会社ヤマノホールディングス
取締役会 御中

清陽監査法人
東京都港区

指定社員 公認会計士 光成 卓郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 三橋 留里子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマノホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマノホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年4月19日開催の取締役会において、取引金融機関と当座貸越契約を締結することを決議し、2023年4月21日付で契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月29日

株式会社ヤマノホールディングス
取締役会 御中

清陽監査法人
東京都港区

指定社員 公認会計士 光 成 卓 郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 三 橋 留 里 子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマノホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年4月19日開催の取締役会において、取引金融機関と当座貸越契約を締結することを決議し、2023年4月21日付で契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、清陽監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

- (1) 「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおり、会社は2023年4月19日開催の取締役会において、取引先金融機関である株式会社三井住友銀行と当座貸越契約を締結することを決議し、2023年4月21日付で契約締結を完了しています。

当該事項は、当監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

2023年5月30日

株式会社ヤマノホールディングス 監査役会

常勤監査役	金	木	俊	明
社外監査役	福	原		弘
社外監査役	灰	原	芳	夫

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> ヤマノのりこ 山野のりこ (1941年9月1日生)	1971年7月 株式会社ヤマノビューティメイト(現株式会社ヤマノビューティメイトグループ)設立に参加、美容部長 1982年1月 株式会社ヤマノビューティメイト取締役 1986年10月 ヤマノクレスティアカデミー(現ヤマノエステティック総合学院)開校、副校長 1989年8月 株式会社ヤマノビューティケミカル代表取締役 1991年4月 全日本エステ指導育成協会設立、副会長 1995年8月 株式会社ヤマノビューティメイト(現株式会社ヤマノビューティメイトグループ)代表取締役社主(現任) 1995年8月 ヤマノクレスティアカデミー(現ヤマノエステティック総合学院)開校、校長 1995年8月 全日本エステ指導育成協会会長(現任) 2005年4月 ヤマノエステティック総合学院学長(現任) 2013年11月 山野愛子どろんこ美容株式会社代表取締役社主(現任) 2016年9月 株式会社ヤマノネットワーク代表取締役(現任) 2017年3月 株式会社すずのき取締役社主(現任) 2017年6月 当社取締役社主(現任) 2018年8月 一般社団法人日本技術技能教育協会代表理事(現任)	2,118,100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
2	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">再任</div> やまの よしとも 山 野 義 友 (1970年2月17日生)	2001年10月 株式会社ヤマノリテーリングス取締役副社長 2002年6月 同社代表取締役社長 2004年6月 当社取締役 2005年1月 株式会社アールエフシー取締役 2007年1月 株式会社ヤマノ1909セイビング取締役 2009年5月 株式会社マイスタイル代表取締役社長 2009年10月 当社取締役副社長兼営業本部長 2010年5月 株式会社アールエフシー代表取締役社長 2010年6月 当社代表取締役社長(現任) 2010年6月 株式会社ヤマノ1909セイビング代表取締役社長 2012年3月 HMリテーリングス株式会社代表取締役社長 2012年10月 株式会社ヤマノセイビング代表取締役社長 2013年4月 株式会社ら・たんす山野代表取締役社長 2015年11月 株式会社すずのき代表取締役会長(現任) 2016年6月 株式会社ヤマノセイビング代表取締役会長 2018年8月 ハートコア株式会社社外取締役 2019年10月 株式会社L. B. G代表取締役会長 2020年3月 株式会社マンツーマンアカデミー代表取締役会長(現任) 2020年6月 株式会社ヤマノセイビング代表取締役社長(現任) 2021年4月 株式会社L. B. G(2022年10月に株式会社ヤマノプラスに商号変更)代表取締役会長兼社長 2021年5月 HeartCore Enterprises, Inc. 社外取締役(現任) 2022年5月 東京ガイダンス株式会社代表取締役社長(現任) 2022年6月 株式会社OLD F L I P代表取締役社長(現任) 2022年10月 株式会社ヤマノプラス代表取締役社長(現任)	3,848,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	<div style="text-align: center;">再任</div> おかだ みつひろ 岡田 充弘 (1959年2月3日生)	1983年7月 当社入社 2003年4月 当社連結管理部長 2011年6月 当社執行役員管理副本部長兼連結管理部長 2012年4月 当社執行役員管理副本部長兼財務経理部長 2013年6月 当社取締役常務執行役員管理副本部長兼財務経理部長 2014年4月 HMリテーリングス株式会社取締役 2014年6月 株式会社ヤマノセイビング取締役(現任) 2015年11月 株式会社すずのき取締役(現任) 2016年11月 株式会社マイスタイル取締役 2018年4月 当社取締役常務執行役員管理副本部長 2019年6月 当社取締役専務執行役員管理本部長(現任) 2019年10月 株式会社L. B. G取締役(2022年10月に株式会社ヤマノプラスに商号変更)(現任) 2020年3月 株式会社マンツーマンアカデミー取締役(現任) 2021年5月 東京ガイダンス株式会社取締役(現任) 2021年6月 株式会社OLD F L I P取締役(現任)	38,800株
4	<div style="text-align: center;">再任</div> もんじ こういち 文字 孝一 (1958年12月13日生)	1981年4月 西武きもの商事株式会社入社 1998年4月 株式会社かねもり きもの京都事業部販売部長 2009年7月 株式会社ら・たんす山野取締役社長 2013年10月 当社和装宝飾事業本部長 2014年4月 当社常務執行役員和装宝飾事業本部長 2019年6月 当社取締役常務執行役員和装宝飾事業本部長(現任)	35,400株
5	<div style="text-align: center;">再任</div> たちばな しんご 橘 眞吾 (1958年10月22日生)	2007年10月 株式会社ヤマノリテーリングス入社和装事業本部営業部長 2011年4月 同社和装事業本部長 2012年4月 HMリテーリングス株式会社執行役員営業本部長 2013年6月 同社取締役常務執行役員営業本部長 2014年7月 当社常務執行役員きもの事業本部長 2019年6月 当社取締役常務執行役員きもの事業本部長(現任)	22,400株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> たかだ よういち 高 田 陽 一 (1950年4月25日生)	1973年4月 株式会社ユニー入社 1978年4月 株式会社さが美 関東商品部MD 1998年3月 同社執行役員商品部長 2000年3月 同社取締役商品本部長 2004年2月 同社取締役さきの事業部本部長 2006年2月 株式会社すずのき専務取締役 2006年8月 同社代表取締役社長 2008年2月 株式会社すずのきを設立し株式会社さが美傘下より独立、代表取締役社長(現任) 2018年6月 当社常務執行役員 2019年6月 当社取締役常務執行役員(現任)	11,800株
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立</div> まつ おしげる 松 尾 茂 (1963年8月18日生)	1987年4月 富士通株式会社入社 1999年4月 Fujitsu Thailand CO.,Ltd. 出向(財務責任者) 2004年9月 富士通株式会社 経理部担当部長 2004年10月 同社電子デバイス事業本部第二経理部長 2008年3月 富士通マイクロエレクトロニクス株式会社 出向 2011年1月 富士通株式会社 財務経理本部ディレクター 2012年10月 同社 財務経理本部シニアディレクター 2014年7月 日本電産株式会社(2023年4月にニデック株式会社に商号変更)入社CFO戦略室部長 2014年10月 同社CFO戦略室長 2015年5月 同社汎用モーター事業本部CFO 2016年7月 同社GMS事業部CFO兼管理統括部長 2017年3月 株式会社SHIFT入社 取締役副社長 2017年10月 SHIFT Global Pte Director 2020年6月 当社取締役(現任)	—
<p>選任理由及び期待される役割の概要</p> <p>松尾茂氏は、富士通株式会社において財務経理本部シニアディレクターを務め、日本電産株式会社においてはCFO兼管理統括部長を務められるなど、長年にわたり企業での要職を歴任し、財務会計及び管理部門の豊富な見識を有しております。また株式会社SHIFTにおいては取締役副社長を務めた経験もあることから、幅広い知見をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。</p> <p>なお、当社は松尾茂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況		所有する当社 株式の数
8	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">独立</div> </div> <p style="text-align: center;">くもんひろこ 公文裕子 (1943年5月2日生)</p>	1992年4月 2010年4月 2010年6月 2012年3月 2013年7月 2017年5月 2022年6月	山野美容芸術短期大学 美容芸術学科 学科長 山野美容芸術短期大学 客員教授(現任) 一般社団法人ウエルネスアカデミー 理事(現任) 株式会社エックスワン 取締役副社長 一般社団法人国際文化協会 理事(現任) 株式会社エックスワン 顧問(現任) 当社取締役(現任)	—
	<p>選任理由及び期待される役割の概要</p> <p>公文裕子氏は、ミス・インターナショナル日本代表(1967年)として選出されたことを契機に、国内外の複数の美容学校を経て美容師資格を取得した後、美容家として長年企業で美容指導や商品開発などに携わる一方で山野美容芸術短期大学の開学から携わるほか、各大学で美容芸術・美容福祉分野の教育にもあたられてきました。「美と健康」をテーマにメディアで活動される傍ら、美容関連企業の株式会社エックスワンでは取締役副社長を務め、ミス・インターナショナルを運営する一般社団法人国際文化協会や一般財団法人ウエルネスアカデミーでは理事を務めていることから、当社の企業理念に基づいた視点から、経営の監督とチェック機能を果たしていただけると判断し、社外取締役として選任するものであります。</p> <p>なお、当社は公文裕子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。</p>			
9	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">独立</div> </div> <p style="text-align: center;">かわしまはるこ 川嶋治子 (1979年1月6日生)</p>	2002年4月 2008年7月 2015年4月	静岡市役所入所、市長秘書、生涯学習推進審議委員 フリーランスとして企業研修講師を務める。 ウーマンズリーダーシップインスティテュート株式会社代表取締役CEO(現任)	—
	<p>選任理由及び期待される役割の概要</p> <p>川嶋治子氏は、女性リーダー教育、ダイバーシティに関する官公庁・上場企業のアドバイザー、経営幹部育成教育プログラム開発、リーダー育成等を支援するウーマンズリーダーシップインスティテュート株式会社代表取締役を務めており、経営者として豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社のダイバーシティ推進への助言を頂戴し、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。</p> <p>なお、当社は川嶋治子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主からの損害賠償請求等による損害を当該保険契約により填補することとしています。全ての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 松尾茂氏は社外取締役候補者であります。同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終了の時をもって3年となります。
4. 公文裕子氏は社外取締役候補者であります。同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終了の時をもって1年となります。
5. 川嶋治子氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は川嶋治子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は現在、松尾茂氏及び公文裕子氏との間で会社法第423条第1項の責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。また、川嶋治子氏の選任が承認された場合、川嶋氏とも当該契約を締結する予定であります。
なお、その契約内容は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である清陽監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、フェイス監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会がフェイス監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の規模、品質管理体制、独立性及び専門性等を総合的に勘案した結果によるものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2023年3月31日現在)

名 称	フェイス監査法人		
事 務 所	主たる事務所	東京都渋谷区恵比寿南3丁目1番24号	
沿 革	2020年12月 フェイス監査法人設立		
概 要	出 資 金	7百万円	
	構 成 人 員	社 員 (公認会計士)	5名
		職 員 (公認会計士) (その他職員)	8名 2名
		《 合 計 》	15名

第3号議案 役員賞与支給の件

当期の業績、従来を支給額、その他諸般の事情を勘案し、当期末時の取締役(社外取締役を除く)6名に対し総額6,800,000円、当期末時の監査役(社外監査役を除く)1名に対し総額750,000円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

本議案は、役員報酬全体に占める賞与の割合、及び支給対象となる役員の数等に照らして必要かつ合理的な内容となっており、相当であると判断しております。

なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

以上

株主総会会場案内図

会場 東京都新宿区西新宿 8丁目17番1号

住友不動産新宿グランドタワー 5階
(コンファレンスセンター)



- 交通「西新宿駅」1番出口より徒歩3分(丸ノ内線)
 - 「都庁前駅」E4出口より徒歩7分(大江戸線)
 - 「新宿西口駅」D4出口より徒歩11分(大江戸線)
 - 「新宿駅」西口より徒歩15分(JR線・丸ノ内線・大江戸線等)
- (お車でのご来場はご遠慮ください)